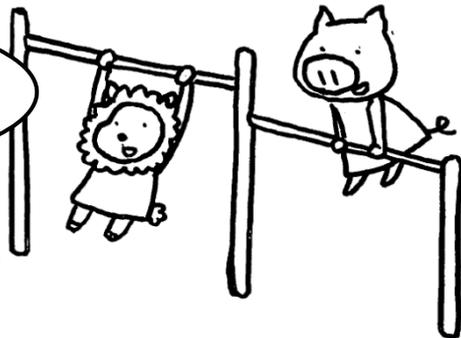


# 令和 7 年度

障害児枠・一般枠  
兼用

## 学童クラブ入会案内



### 1 先行受付(障害児枠該当者のみ対象)

※受付時間・場所等詳細は本案内 11・12ページでご確認ください

申請方法	期 間
インターネット申請 (障害児枠継続児童のみ)	令和6年10月25日(金)午前8時30分から 同年10月31日(木)午後5時送信完了分まで
児童青少年課への持込申請 (障害児枠新規・継続児童)	令和6年10月25日(金)から同年10月31日(木)まで 必着 ※土日を除く。 ※障害児枠の新規児童の申込みは、持込(対面)申請のみです ⇒申請日要予約(予約のみ土曜日可)
郵送申請 (障害児枠継続児童のみ)	令和6年10月25日(金)から 同年10月31日(木)まで消印有効
持込申請 (在籍学童クラブでの預り)	令和6年10月25日(金)から同年10月31日(木)まで 必着 ※日曜日を除く。 ※申請時点で、学童クラブを利用している児童のみ。

障害児枠の  
新規児童

### 2 期間内受付(障害児含む全児童対象)

※受付時間・場所等詳細は本案内 11・12ページでご確認ください

申請方法	期 間
インターネット申請	令和6年11月1日(金)午前8時30分から <u>同年11月13日(水)午後3時送信完了分まで</u>
児童青少年課への持込申請	令和6年11月5日(火)から同年11月15日(金)まで 必着 ※土日を除く。
郵送申請	令和6年11月5日(火)から 同年11月15日(金)まで消印有効 ※11月16日以降の消印は期間外受付になります。
持込申請 (在籍学童クラブでの預り)	令和6年11月1日(月)から同年11月15日(金)まで 必着 ※申請時点で、学童クラブを利用している児童(その兄弟姉妹 も含む)のみ。

※期間内受付期間を過ぎますと、期間外受付となり定員に空きがある施設のみ選考を実施いたします。期間外受付の申請期間・受付時間等詳細は本案内 13ページでご確認ください。

※令和6年度に学童クラブに在籍している方も申請が必要です。



調布市子ども生活部 児童青少年課  
〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1  
電話(042)481-7534

●調布市ホームページ>子育て・教育>学童クラブ(二次元コード参照)



## 令和7年度学童クラブ入会案内 目次

各事業の主な特徴	- 1 -
1. 学童クラブとは	- 2 -
2. 学童クラブでの生活	- 2 -
3. 障害のある児童の受入れ	- 3 -
4. 障害児枠で入会申請できる学童クラブ	- 3 -
5. 育成料等	- 4 -
6. 育成料等の減額・免除	- 4 -
7. おやつ	- 5 -
8. 入会要件	- 6 -
9. 申請に必要な書類	- 7 -
《必要書類等確認フローチャート》	- 8 -
10. 申請方法	- 10 -
11. スケジュール・申請場所スケジュール・申請場所等	- 11 -
12. 申請に関わる注意事項	- 14 -
13. 入会承認について	- 15 -
14. 学童クラブに入会できなかった場合について	- 16 -
15. 他の学童クラブへの変更について	- 16 -
16. 入会申請の取下げ・退会について	- 16 -
17. 入会決定前の親子面談実施について	- 16 -
<b>学童クラブ入会申請 Q&amp;A</b>	- 17 -
<b>学童クラブでの生活 Q&amp;A</b>	- 19 -
学童クラブ入会判定基準について	- 21 -
学童クラブ入会判定基準表	- 22 -
令和7年度学童クラブ一覧（学童クラブ別）	- 24 -
令和7年度学童クラブ一覧（小学校別）	- 25 -
【利用申請書入力用番号表】	- 26 -
【申請書類のイメージ・記入例】	- 27 -
放課後子供教室「あそびバ」について	- 31 -

### ○「入会案内」で使用する用語等について

この冊子は、「放課後児童健全育成事業」を利用するために学童クラブに入会を申請される皆様に、学童クラブの事業内容や入会申請に関わる手続等をご理解いただくためのものです。そのため、この冊子では、よりご理解をいただくために関係する条例や規則などにおいて使用する用語を、適宜言い換えて使用しています。例えば条例などの例規では「放課後児童健全育成事業利用」と表記されていますが、この冊子では基本的に「学童クラブの利用」、「入会」などと表記しております。ただし、申請書の名称などは、固有名詞なので、例規上の名称をそのまま使用しています。

これらの言い換え等がなされていることをご理解いただき、この冊子をお読みいただければ幸いです

## 各事業の主な特徴

	児童館	あそびバ	学童クラブ
主な目的	放課後の地域の遊び場	放課後の遊び場	保護者の就労支援
対象児童	1年生～6年生 ※利用要件なし		1年生～6年生 ※利用要件あり
定員	なし		あり
開設日	月曜日～土曜日 【お休み】日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)		
	自然災害(台風等)、学校行事等で臨時休業あり		
開設時間	【学校がある日】 放課後～17:00 【学校が休みの日】 9:00～17:00	【学校がある日】 放課後～17:00 【学校が休みの日】 8:00～17:00 ※一部18:00までの施設あり	【学校がある日】 放課後～19:00 【学校が休みの日】 8:00～19:00
料金	無料		【育成料】 月額5,000円 【おやつ代】 月額1,500円 【その他】 時間延長料金あり
お弁当 (土曜・三季休業中)	持参 ※おやつ時間なし		持参 ※おやつ時間あり
行事	誰でも参加できる行事 (工作の会、各種遊びのプログラム等)		年間行事 (季節行事、誕生日会、遠足等)
保護者との情報共有	おたより	メール配信サービス おたより	コドモンによる連絡、 おたより、年数回の保護者会
メール配信サービス	なし	配信あり (入退室時刻・お知らせ等)	保護者連絡用アプリ「コドモン」 による通知
出欠席の管理	なし		コドモン・(連絡帳)
出入り・中抜け	開設時間中は自由に入出入り・中抜け可 ※中抜けは一度退室扱いとなります		不可
帰宅方法	自由に帰宅 (又はお迎え)	自由に帰宅 (～17:00) 保護者のお迎え必要 (17:00～18:00)	集団帰り (17:00) 保護者のお迎え (17:00～19:00)
体調不良の場合 (施設利用中)	保護者のお迎え		
自然災害の場合 (施設利用中)	保護者のお迎え (台風等の気象状況により臨時休業あり)		保護者のお迎え
怪我等への 保険適用範囲	施設利用中のみ	・施設利用中 ・学校がある日の通学路	・施設利用中 ・遠足等施設外活動等 ・学童クラブと自宅・学校間 の通路

## 1. 学童クラブとは

学童クラブは、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を行う場所です。

就労等のため保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、家庭に代わり、放課後の適切な遊びや生活の場を提供します。また、集団生活を通じた基本的な生活習慣の確立や健全な成長を支援する事業を行います。

## 2. 学童クラブでの生活

### (1) 学童クラブを利用できる日

◆ 月曜日から土曜日まで

※ 日曜日、祝日※1及び年末年始（12月29日から1月3日まで）はお休み

※1 祝日：国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

### (2) 育成時間

◆ 学校の授業がある日

放課後から午後6時まで

◆ 学校休業日（土曜日、三季休業（春・夏・冬休み）中など）

午前8時30分から午後6時まで

### (3) 育成時間の延長及び朝の見守りについて

育成時間の延長希望の方は、入会決定後に利用届をご提出いただきます。

◆ 午後6時から午後7時まで（延長使用料30分ごとに200円）

◆ 学校休業日の午前8時から午前8時30分まで（延長使用料 無料）

### (4) 一日の生活

一日の生活の例は次のとおりです（季節や行事等により、時間、活動内容は異なります）。

学校の授業がある日	学校休業日
放課後 … 育成時間開始	8:00-8:30 … 朝の延長育成時間（無料）
15:00 … おやつ	8:30 … 育成時間開始
16:45 … 帰りの会	9:15 … 朝の会（出欠確認）
17:00 … 集団帰り（可能な児童のみ）	10:00 … 清掃～学習～自由遊び
18:00-19:00 … 延長育成時間（有料）	12:00 … 昼食（お弁当持参）
	13:00 … 自由遊び・行事など
注1) 学童クラブに行く日は、小学校から直接学童クラブに向かいます。一度帰宅した後、又は習い事・放課後子供教室へ行く等した後の利用はできません。	15:00 … おやつ
注2) 17時の集団帰りで以降は、お迎えが必要です。	16:45 … 帰りの会
	17:00 … 集団帰り（可能な児童のみ）
	18:00-19:00 … 延長育成時間（有料）

### 3. 障害のある児童の受入れ

#### (1) 障害児枠

学童クラブでは次のア～ウのいずれかに該当する児童（予定含む）を障害児枠として受入れています。

ア 特別支援学校又は特別支援学級に通っている児童

※通級指導学級・校内通級教室は除く。

イ 身体障害者手帳，療育手帳（愛の手帳）又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している児童

ウ 特別児童扶養手当を受給しているご家庭の対象児童

#### (2) 障害児の育成・送迎について

項目	市内全域の学童クラブ	ゆずのき学童クラブ
児童の育成・生活	集団生活の中で育成・生活	
加配職員	配置（放課後児童支援員等）	
送迎事業の利用料金	1回 200円	1回 300円
学校から学童クラブまで	職員徒歩による付添送迎事業有り（学区内のみ） ※児童1人につき，1人の職員が徒歩による付添送迎をします。	車両による送迎事業有り（市内全域） ※市内全域の複数の児童乗り合いのため，乗車時間が長時間（30～40分）になります。
自宅から学童クラブまで	原則，保護者等による送迎	車両による送迎事業有り（市内全域） 市内全域の複数の児童乗り合いのため，乗車時間が長時間（30～40分）になります。
夏休みの学校プール授業への送迎	職員徒歩による付添送迎事業有り（学区内のみ） ※ 8時30分以降送迎開始	なし
主な利用児童	特別支援学級	特別支援学校 医療的ケアを要する児童

### 4. 障害児枠で入会申請できる学童クラブ

#### (1) 小学校別の学童クラブ

通学する小学校別に希望できる学童クラブについての詳細は，24・25ページをご覧ください。特別支援学校及び特別支援学級に通学する児童は個別にご相談ください。

#### (2) ゆずのき学童クラブ

通学する小学校又は特別支援学校に関わらず，ゆずのき学童クラブを希望することができます。

## 5. 育成料等

調布市では、学童クラブの運営費の一部を、保護者の方に負担していただいています。

料金名	金額	納付方法	納期限（引落日）
育成料	月額 5,000 円	口座振替又は納付書	利用当月末日
延長使用料 （18：00～19：00）	30 分ごとに 200 円		利用翌月末日
付添送迎利用料	1 回 200 円	納付書	納付書記載の納期限
車両送迎利用料	1 回 300 円		

※ 末日が土日祝日の場合は、翌営業日が納期限（引落日）となります。

## 6. 育成料等の減額・免除

育成料，延長使用料，送迎利用料には減額・免除の制度があります。

**毎年度申請が必要です。要件を満たしていても、申請をしないと減額・免除にはなりませんのでご注意ください。**

### ◆ 減額・免除の対象等

減免要件略称	対象	減免
生活保護	生活保護を受けているとき。	免除
中国残留邦人等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けているとき。	
就学援助	就学援助を受けているとき。	
就学奨励	<b>特別支援学校</b> において就学奨励費を支弁区分1で受けているとき。	
非課税等	1 世帯全員の市民税が非課税のとき。 2 その他著しく生活が困難な状況にあると認められるとき。	
第2子	同一世帯で2人以上の児童が入会しているとき（2人目以降）。	減額 (1/2)
ひとり親医療費	調布市ひとり親家庭等医療費助成を受けているとき。	

### ◆ 申請方法

入会する学童クラブ決定後にお渡しする「学童クラブ育成料等減額・免除承認申請書」をご提出ください。

### ◆ 適用

育成料は申請日の属する月から，延長使用料及び障害児送迎利用料は申請日から適用されます。**さかのぼって申請・適用することはできませんので，ご注意ください。**

例) 5月16日に申請 ⇒ 育成料 : 5月分から適用  
延長使用料及び送迎利用料 : 5月16日利用分から適用

### ◆ 納付の猶予

申請後，減額又は免除の承認（不承認）が正式決定されるまでは，育成料，延長使用料，障害児送迎利用料の納付を猶予します。

なお，減額又は免除が不承認となり，育成料，延長使用料，障害児送迎利用料が発生した場合，猶予期間中も含めてお支払いいただきます。

## 7. おやつ

学童クラブでは、おやつ（果物、パン、市販の菓子等が中心）を提供しています。

※ 食品衛生上「手作りおやつ」は原則として提供していません。

### (1) おやつ代

詳細は、入会する学童クラブの決定後、各学童クラブからご案内いたします。

育成料とは別に、おやつの実費負担として月額 1,500 円をお預かりします。おやつ代は学童クラブの父母会等が独自に管理するため、納付方法は学童クラブごとに異なります。

退会の日	退会する月のおやつ代
1日～10日	500円（1,000円返金）
11日～20日	1,000円（500円返金）
21日～31日	1,500円（返金なし）

※ 退会の日によって、その月のおやつ代が変わります。

### (2) おやつ代の公費負担（生活保護受給世帯のみ）

生活保護を受給している場合は、おやつ代を公費で負担します。

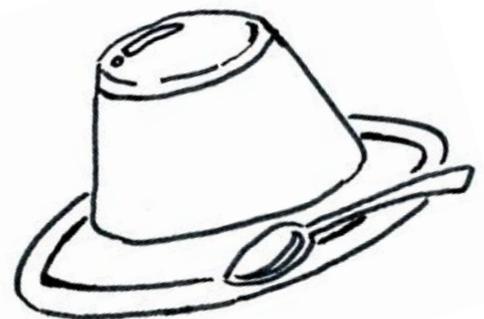
該当する方は、育成料の減額・免除申請と併せて、「学童クラブ間食費公費負担希望申出書」を学童クラブにご提出ください。

### (3) 食物アレルギー対応

食物アレルギー対応が必要な場合は、個別にご相談ください。

※ 児童の状況により、家庭から代替食の持参をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

なお、食物アレルギーがある場合は、学校に提出する「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」のコピーを提出していただきます（入会する学童クラブの決定後、その学童クラブに提出）。学校に提出する前にあらかじめコピーをとっておいてください。



## 8. 入会要件

学童クラブに入会できる児童は、次の(1)～(3)のすべての要件を満たす児童です。

障害のある児童が初めて学童クラブを利用するときは、原則として3箇月間学童クラブをご利用いただき、この期間の状況により入会継続の可否を決定します。

(1) 調布市内に居住し、小学校等に在学していること。

(2) 保護者が次のいずれかの理由で、昼間家庭にいない状況にあること。

ア 就労（就学）

※ 産前産後休暇取得中又は取得予定の方も対象です。

※ 育児休業取得中の場合は、復職予定の場合のみ（4月1日から入会を希望される場合は、5月1日までに復職する場合のみ）申請が可能です。

※ 申請児童に弟又は妹がいる場合、弟又は妹が保育園等に通っているか、申請中である必要があります。

又、入会時点で、弟又は妹が保育園等に入園が決定していることが必須となります。

イ 疾病・心身障害

ウ 家族等の看護・介護

エ 求職活動中（年度1回のみ）

※ ア、ウ、エについては、勤務等の日数が、週3日以上又は月12日以上で、その勤務等の時間が午後3時を含む日中4時間以上（勤務時間は休憩時間を含む拘束時間）必要です。

(3) 保護者が昼間家庭にいない日のうち、原則として週3日以上又は月12日以上午後5時まで、学童クラブを利用すること。

※ 体調不良等により利用日数が要件を満たさなくなっても、ただちに退会になるものではありません。学童クラブ入会後の利用状況については、お子様の体調やご家庭の事情など、個々の状況を伺いながら、その都度ご相談させていただきます。

<(2) (3)の要件を満たす場合の例>

	月	火	水	木	金	土
父の勤務	午前9時 ～午後6時	午前9時 ～午後6時	午前9時 ～午後6時	午前9時 ～午後6時	午前9時 ～午後6時	休み
母の勤務	午前10時 ～午後4時	午前10時 ～午後4時	午前10時 ～午後4時	午前10時 ～午後2時	午前10時 ～午後3時	午前9時～ 午後6時
学童クラブ 早退※1		午後4時 学童早退				
学童クラブを 利用できる日	○	○	○	×	○	×
要件として 数えることが できる日	○	×	○	×	○	×

※1 習い事等で毎週早退の場合

## 9. 申請に必要な書類

27～30ページの「申請書類のイメージ・記入例」と照らし合わせながらご覧ください。

### (1) 【申請書類】（学童クラブを利用申請するための書類）

#### (A) 令和7年度 申請書類等チェック表

※インターネット申請の場合、入力のため必要なし。

#### (B) 調布市立学童クラブ利用申請書（第1希望から第4希望まで記入可）

※インターネット申請の場合、入力のため必要なし。

※26ページの「利用申請書入力番号表」を確認しながら、ご記入ください

#### (C) 保護者の入会要件が確認できる書類（各種） ※ 8・9ページ参照

#### (D) 児童状況書 ※インターネット申請の場合、入力のため必要なし。

#### (E) 該当する方のみ必要な書類 ※ 8・9ページ参照

指数の加点対象となる場合があります。※ 23ページ表2・4参照

### (2) 【不足書類】 (1)のうち、不備がある場合のみ再提出

不足書類や学童クラブ育成料等の未納がある方のみ、(F)の通知を送付いたします。

#### (F) 「受付票（控）兼不備通知」

#### (G) 不足書類

（不足書類について）

提出期限内に保護者の状況を確認する書類が提出されない場合、基本指数は最低指数（10点）となります。また、入会日までに提出されない場合は入会できません。

（育成料等の未納について）

全額支払が確認できるまで仮受付となります。入会決定時期（1月下旬～2月上旬頃）までに支払が確認できなかった場合は、入会決定選考対象外となります。

### (3) 【変更書類】

(1)のうち、申請内容に変更がある場合（指定校変更等による学童クラブ変更、保護者の就労状況等の変更等）の提出書類

※インターネットでも手続可能です。

#### (H) 「学童クラブ利用申請事項変更・利用辞退届」

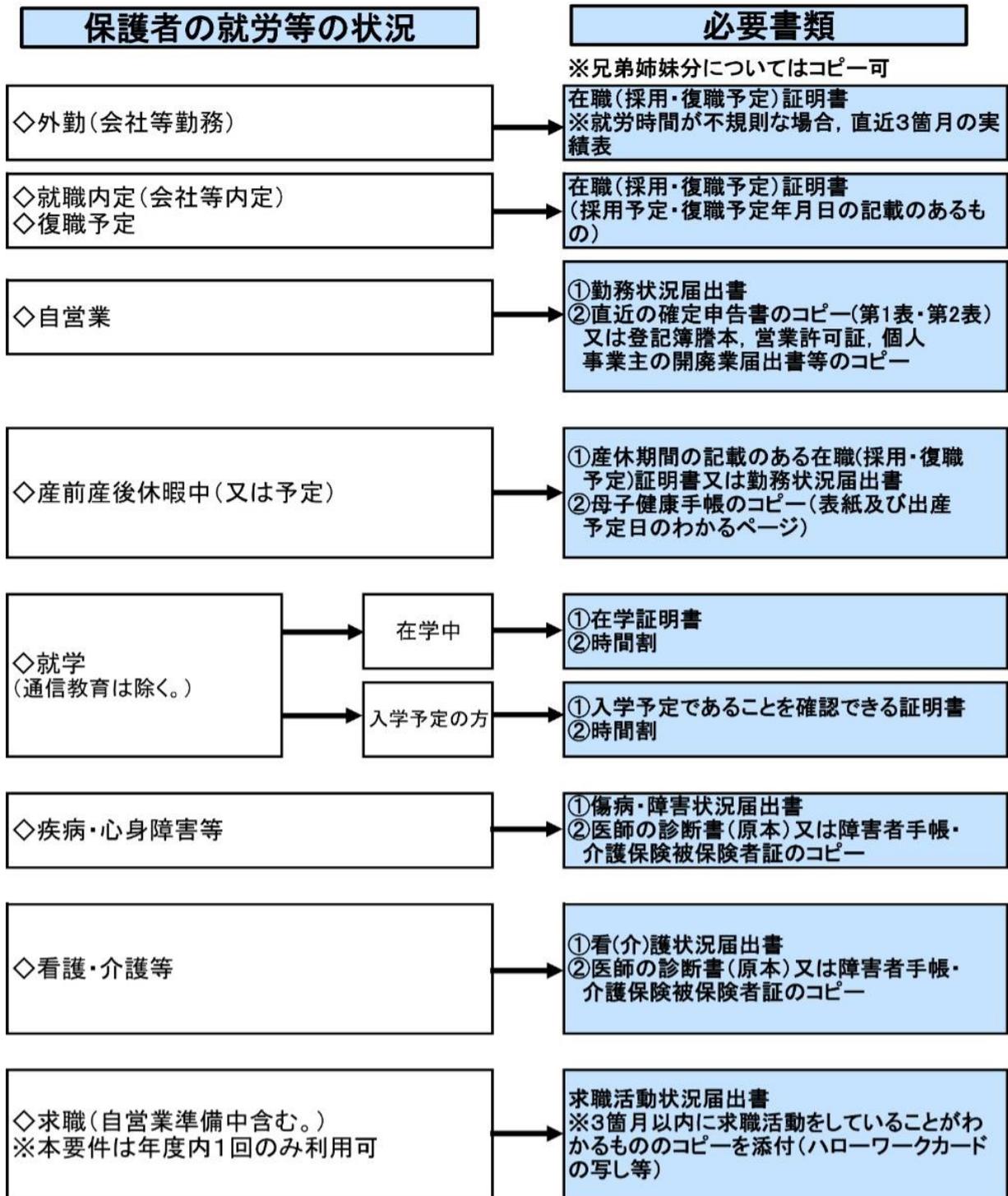
※(A) から (D), (F) の実物書類のイメージは、27～30ページの「申請書類のイメージ・記入例」をご参照ください。

※ホームページ上でも、各種書類をご参照いただけます。

子育て・教育＞児童館・学童クラブ・あそびバ＞学童クラブ

>「令和7年度学童クラブ入会申込み」ページ下部に書類データを掲載

## 《必要書類等確認フローチャート》



### 該当する方のみ必要な書類

■**指数加点書類** ※提出がない場合、指数に考慮されませんので、期限内に提出してください。

状況	必要書類
◇児童が障害者手帳を持っている	愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等のコピー
◇ひとり親家庭	児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療証いずれかのコピーが提出できない場合、戸籍謄本又は離婚受理証のコピーのいずれか
◇離婚調停中	調停中であることを証明する裁判所の書類等
◇生活保護受給世帯	生活保護受給証明書

## 承認期間(年度末を限度とする)

## 注意事項

.....→	年度末まで 雇用期間に定めのある場合は雇用期間終了日まで	→	就労状況に変更があった場合、承認期間が変更されることがあります。
.....→	承認日から1箇月間	→	入会后、速やかに「在職(採用・復職予定)証明書」が提出された場合、承認期間が延長されます。※復職の場合は「復職証明書」
.....→	年度末まで	→	就労状況に変更があった場合、承認期間が変更されることがあります。
.....→	出産予定日の6週間前に当たる月の1日から産後8週の月の末日まで ※多胎妊娠の場合は、出産予定日の14週間前に当たる月の1日から産後8週の月の末日まで	→	産休終了後、すぐに復職を予定している方は復職後、速やかに復職証明書を提出していただくことで継続入会ができます。
.....→	在学証明書に記載された卒業予定日の月の末日まで	→	入会希望日時点で、卒業している方は申請できません。
.....→	入学予定日から1箇月間	→	入会后、速やかに在学証明書が提出された場合、承認期間が延長されます。
.....→	医師の診断書に記載された入院(療養)期間の最終日まで承認されます。診断書に期間の記載がない場合は保護者の状況により決定されます。 障害者手帳や介護保険被保険者証のコピーを提出された方は、その期限まで承認されます。		
.....→	求職活動開始日又は承認日から3箇月間	→	承認期間内に在職(採用・復職予定)証明書等が提出された場合、承認期間が延長されます。提出されない場合は承認期間末日で退会となります。

### ■転入予定の方が必要な書類

状況	必要書類
◇調布市に転入予定	①転入先の住所が証明できるもの(住宅売買契約書、住宅賃貸契約書等のコピー等) ※学童クラブ利用申請書の「現住所欄に申請時にお住いの住所」、「新住所欄に転入先の住所と転入予定日」を記載してください。

## 10. 申請方法

次の（１）、（２）、（３）のいずれかの方法でご申請ください。

なお、障害児枠で初めて学童クラブを申請する方は、聞き取りや説明をさせていただくため、持参（対面）申請のみとなります。

詳細は、「11スケジュール・申請場所等」（11ページ）でご確認のうえ、申請日の予約をお願いいたします。

### （１）インターネット申請

昨年インターネット申請を利用した方にアンケートしたところ、アンケート回答者の 93.6%が「使いやすい」と回答しており好評です。参考：令和6年度学童クラブ利用申請に係るアンケート

- ・ホームページから「令和7年度学童クラブインターネット申請」をご確認のうえ、申請ください。
- ・申請が完了すると、「完了メール」が届きますので、ご確認願います。（迷惑メールフォルダ等に格納されている場合があります。）
- ・在職証明書など、各要件の証明書類の画像データ（スマートフォン等で撮影した画像）やPDFなどのデータを添付していただく必要があります。必ずご自身の申請に必要な書類をご用意したうえで、申請ください。なお、申請する際にデータ容量が大きいと申請送信に時間がかかることがありますので、データ容量を小さくするなどして送信してください。

※ 調布市ホームページ

子育て・教育＞児童館・学童クラブ・あそびバ＞学童クラブ  
＞「令和7年度学童クラブインターネット申請」

### （２）郵送申請

- ・スケジュール内で「消印有効」のみ適用となりますので、期限に余裕を持ってご提出願います。
- ・郵送料は差出人負担です。※切手がない場合は、受付できません。
- ・書類は折り曲げていただいて構いません。
- ・封筒の裏に、申請者の住所・氏名をご記入願います。

◆宛先◆

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1  
調布市子ども生活部児童青少年課  
令和7年度学童クラブ利用申請担当 宛

※ 30ページの「宛先」を切り取って、ご利用いただけます。

### （３）持込申請

- ・封筒に申請者の住所・氏名記入のうえ、封緘してください。
- ・書類は折り曲げていただいて構いません。
- ・申請受付場所については、11ページから13ページでご確認ください。

## 11. スケジュール・申請場所スケジュール・申請場所等

### 令和7年4月1日入会を希望する場合

#### (1) 先行受付期間（障害児枠該当者のみ）

この期間に申請のあった児童のうち指数の高い方から順に受入れ、定員内で入会を決定します。（期間内受付期間の申請者よりも優先します。）

※ 障害児を先行して入会決定するため、兄弟姉妹と学童クラブに入会できない可能性がありますので、ご注意ください。

#### 【障害児枠で初めて学童クラブを利用する児童がいる場合】

障害児枠で初めて学童クラブを申請するお子さんがいる場合は、聞き取りや説明をさせていただくため、持込申請でのみの受付となります。土曜日でも受付可能です。

「先行受付予約フォーム」（二次元コード参照）

障害児枠で初めて学童クラブを利用申請する児童はこちらから持込申請の予約をお願いします。



#### 【インターネット申請：継続児童のみ申請可能】

提出内容	期間
(ア)申請書類	令和6年10月25日（金）午前8時30分から 同年10月31日（木）午後5時00分送信完了分まで
(イ)不足書類	令和6年11月29日（金）午後5時00分送信完了分まで
(ウ)変更書類	令和7年1月10日（金）午後5時00分送信完了分まで

#### 【郵送申請：継続児童のみ申請可能】

提出内容	期間	(注)
(ア) 申請書類	令和6年10月25日（金）から同年10月31日（木）まで	消印有効
(イ) 不足書類	令和6年11月29日（金）まで	
(ウ) 変更書類	令和7年1月10日（金）まで	

【児童青少年課窓口・学童クラブへの持込申請：新規利用障害児は、対面で受付をご案内します。】

※上記二次元コードから要予約。

提出内容	場所	期間	時間
(ア) 先行受付申請書類	児童青少年課（市役所3階）に設置の投函BOXへ投函	郵送申請(ア)と同様 ※土日祝日を除く。	午前8時30分から 午後5時00分まで
	各学童クラブにてお預かり ※申請時点で学童クラブを利用している児童のみ。	郵送申請(ア)と同様 ※日祝日を除く。	午前9時30分から 午後6時00分まで
(イ) 不足書類	児童青少年課（市役所3階）に設置の投函BOXへ投函	郵送申請(イ)と同様 ※土日祝日を除く。	午前8時30分から 午後5時00分まで
(ウ) 変更書類		郵送申請(ウ)と同様 ※土日祝日を除く。	午前8時30分から 午後5時00分まで

#### 《入会承認結果通知》

令和7年1月下旬に、郵送で通知します。

#### 《先行受付による学童クラブ入会決定後に、学童クラブの変更を希望する場合》

期間外受付期間の申込と同時に選考をいたします。「学童クラブ利用承認事項変更申請書」のみ期間外受付期間にご提出ください。

## (2) 期間内受付

障害の有無に関わらず、すべての方が申請する期間となります。期間内に申請のあった児童のうち指数の高い方から順に入会を決定します。先着順ではありません。

### 【インターネット申請】

提出内容	期間
(ア)申請書類	令和6年11月1日(金)午前8時30分から 同年11月13日(水)午後3時00分送信完了分まで
(イ)不足書類	令和6年12月13日(金)午後5時00分送信完了分まで
(ウ)変更書類	令和7年1月17日(金)午後5時00分送信完了分まで

※ 申請が完了すると「完了メール」が送信されます。ご確認ください。

### 【郵送申請】

提出内容	期間	(注)
(ア) 申請書類	令和6年11月5日(火)から同年11月15日(金)まで ※11月16日(土)からの消印は期間外になります	消印有効
(イ) 不足書類	令和6年12月13日(金)まで	
(ウ) 変更書類	令和7年1月17日(金)まで	

※ 郵送書類の到達を確認したい場合は、提出日以後5営業日程度からお問い合わせ可能です。

### 【児童青少年課窓口・学童クラブへの持込申請】

提出内容	場所	受付期間	時間
(ア)申請書類	児童青少年課(市役所3階)に設置の投函BOXへ投函	郵送申請(ア)と同様 ※土日祝日を除く。	午前8時30分から 午後5時00分まで
	各学童クラブにてお預かり ※申請時点で学童クラブを利用している児童のみ	令和6年11月11日(月) から同年11月15日(金)	午前9時30分から 午後6時00分まで
(イ)不足書類	児童青少年課(市役所3階)に設置の投函BOXへ投函	郵送申請(イ)と同様 ※土日祝日を除く。	午前8時30分から 午後5時00分まで
(ウ)変更書類		郵送申請(ウ)と同様 ※土日祝日を除く。	

### 《入会承認結果通知》

令和7年2月17日(月)発送予定です。

### 《期間内受付による学童クラブ入会決定後に、学童クラブの変更を希望する場合》

期間外受付の申込と同時に選考をいたします。「学童クラブ利用承認事項変更申請書」のみ期間外受付期間にご提出ください。

### (3) 期間外受付

(2)の結果、定員に空きがある学童クラブにおいて選考を実施し、指数の高い方から順に、入会決定します。

#### 【インターネット申請】

提出内容	期間
(ア)申請書類	令和6年11月18日(月)午前8時30分から 令和7年2月14日(金)午後5時00分送信完了分まで
(イ)不足書類	令和7年2月28日(金)午後5時00分送信完了分まで
(ウ)変更書類	

※ 申請が完了すると「完了メール」が送信されます。ご確認ください。

#### 【郵送申請】

提出内容	期間	(注)
(ア) 申請書類	令和6年11月18日(月)から令和7年2月14日(金)まで	消印有効
(イ) 不足書類	令和7年2月28日(金)まで	
(ウ) 変更書類		

※ 郵送書類の到達を確認したい場合は、提出日以後5営業日程度からお問い合わせ可能です。

#### 【児童青少年課窓口への持込申請】

提出内容	場所	受付期間	時間
(ア)申請書類	児童青少年課(市役所3階)に 設置の投函BOXへ投函	郵送申請(ア)と同様 ※土日祝日を除く。	午前8時30分から 午後5時00分まで
(イ)不足書類		郵送申請(イ)(ウ)と同様 ※土日祝日を除く。	午前8時30分から 午後5時00分まで
(ウ)変更書類			

#### 《入会承認結果通知》

令和7年3月17日(月)発送予定です。



## 年度途中（令和7年5月1日以降）に入会を希望する場合

原則として、入会日は月の初日となります。申請書類が全て揃っていないと申請はできません。次の「申請受付場所」にて窓口受付、又は、インターネット申請となります。（郵送不可）

### 【障害児】

- ◆ 申込期限  
入会希望月の前々月の末日まで。（閉庁日の場合は前日の開庁日）
- ◆ 申請受付場所  
市役所3階 児童青少年課
- ◆ 結果通知について  
入会希望月の前月下旬に、郵送で通知します。
- ◆ 注意事項  
親子面接や人員配置等の環境が整備されてからの入会となるため、希望月よりも入会が遅くなる場合があります。

### 【障害児以外】

- ◆ 申込期限  
入会希望月の前月の15日まで。（閉庁日の場合は前日の開庁日）
- ◆ 申請受付場所  
市役所3階 児童青少年課
- ◆ 結果通知について  
入会希望月の前月下旬に、郵送で通知します。

※ 各学童クラブの受入れ状況は市ホームページでご確認ください。

子育て・教育>児童館・学童クラブ・あそびバ>学童クラブ>学童クラブ空き状況

## 12. 申請に関わる注意事項

- (1) 学童クラブに在籍中であっても毎年度入会の申請が必要となります。
- (2) 申請書の記入は、必ず黒ボールペンか黒インクを使用してください。
- (3) 提出された書類の記載内容について、入会要件を満たしているかどうか再確認させていただく場合があります。
- (4) 必要書類の未提出及び申請事項に虚偽があった場合、入会をお断りします。
- (5) 同一世帯の児童の育成料及び延長使用料の未納がある場合は、全額納付していただくまでは仮受付となります。入会決定までに全額納付が確認されない場合は、入会決定選考対象外となります。

- (6) 調布市に転入予定の方は、申請時に転入先の住所を証明できるもの（住宅売買契約書、住宅賃貸契約書等のコピー）をご提出ください。  
※4月1日から入会を希望される方で、申請時に転入先の住所を証明できるものが提出できない場合は、**令和7年1月17日（金）まで**にご提出ください。
- (7) 学童クラブの決定に際し、児童や家庭の状況について、市の保有する個人情報、その他必要な情報を収集することがあります。また、お子様の円滑な育成のため、保育園等、その他関係機関等に問い合わせさせていただくことがあります。
- (8) 勤務先等への確認  
入会する学童クラブの決定に際し、保護者の状況を確認する書類に不明な点がある場合は、勤務先等に問い合わせをさせていただきます。
- (9) 通学する小学校又は学区により、利用できる学童クラブの施設数が異なります（25ページ参照）。利用希望学童クラブを記入する際、第1希望に加え、第2・3・4希望を記入いただくことで、入会できる可能性が高くなります。  
又、第一希望の学童クラブだけを申請した場合、ほかの学童クラブには入会できる場合であっても、結果として入会できないことがありますのでご注意ください。
- (10) ご提出いただいた申請書類一式の写しは、各施設でも申請内容・指数等の確認を行うため、入会決定より前に第1希望の学童クラブに渡しております。

### 13.入会承認について

- (1) 入会要件及び入会順位の審査について
- ◆ 入会要件の審査  
申請書の記載事項、提出された証明書などの添付書類により、入会要件を満たしているかどうかの審査を行います。必要に応じて、**勤務先等へ確認の連絡**をする場合や追加で書類を提出していただく場合があります。
  - ◆ 学童クラブに入会する児童の順位の審査  
入会を決定する際の順位の審査は、「学童クラブ入会判定基準表」（22～23ページ参照）に基づき、申請の内容（保護者の就労日数・時間、児童の学年、児童の状況等）を指数化し、指数の高い順に入会を決定します。
- (2) 入会承認期間について  
入会承認期間は、年度末（令和8年3月31日）を限度として、児童の状況や保護者の状況により決定します。詳細は、8・9 ページのフローチャートをご覧ください。

## 14. 学童クラブに入会できなかった場合について

定員超過等により、どの学童クラブにも入会できなかった場合、令和7年度内において、学童クラブの入会が決定するまで再選考の対象となります。そのため年度内の再申請は必要ありません。

学童クラブの定員に空きが生じた場合、毎月希望者全員を再選考し、順位を決め、各学童クラブ定員の空き数に応じて順位の高い順に入会児童を決定します。

尚、市内には11ヶ所の児童館のほか、各小学校には放課後子供教室事業あそびバも運営しており、無料でご利用いただけます。

## 15. 他の学童クラブへの変更について

※(1)、(2)共に提出先は、児童青少年課又は各学童クラブ

### (1) 他の学童クラブへの変更申請

学童クラブへ通いながら、他の学童クラブへの変更を希望する場合は「学童クラブ利用承認事項変更申請書」をご提出ください。変更先の学童クラブの定員に空きが出た時点で、入会判定基準表に基づき指数の高い順に入会児童を決定します。学童クラブの**変更が決定した時点で、元の学童クラブに戻ることはできませんのでご注意ください。**

### (2) 他の学童クラブへの変更申請を取り下げる場合

「学童クラブ利用施設変更取下届」を提出してください。

また、入会が決定した学童クラブには通わずに（入会を辞退して）、その他の学童クラブに入会を希望する場合は、「学童クラブ利用申請事項変更・利用辞退届」と再度「学童クラブ利用申請書」を提出してください。

## 16. 入会申請の取下げ・退会について

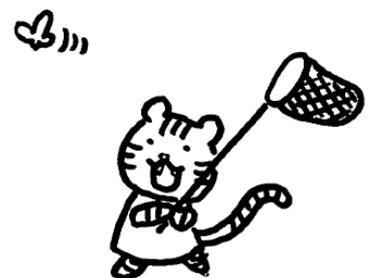
学童クラブの入会申請の取下げ又は退会をする場合は、「学童クラブ利用申請事項変更・利用辞退届」を児童青少年課又は各学童クラブにご提出ください。

※インターネットの申請フォームからも、手続可能です

## 17. 入会決定前の親子面談実施について

学童クラブ入会決定前（決定通知送付前）に、第一希望の学童クラブで親子面談を実施する場合があります。4月からの育成に役立つためのもので、入会審査・選考とは関係ありません。

決定通知発送後からの日程調整では、4月からの育成に間に合わないため、決定前に面談を実施する場合がありますので、ご了承願います。



## 学童クラブ入会申請 Q&A

### 1. 現在学童クラブに入会しています。次年度も入会を希望する場合、申請が必要ですか？

⇒ 必要です。学童クラブの入会は単年度ごとの承認となるため、次年度以降も継続して入会を希望する場合は、改めて申請していただく必要があります。

なお、現在学童クラブに入会していても、次年度も必ず入会できるとは限りません。また、前年度と同じ学童クラブに入会できるとも限りません。

申請の内容（保護者の就労日数・時間、児童の学年等）を指数化し、指数の高い順に入会児童を決定します。

### 2. 今、小学校3年生で学童クラブを利用していますが、子どもは「もう学童クラブに行かなくても大丈夫」だと言っています。来年から小学校4年生に進級しますが、保護者としてはまだ心配です。申請をした方がよいでしょうか？

⇒ 調布市では放課後の居場所事業として「学童クラブ」「あそびバ」「児童館」の3つの事業を実施しております。

放課後の居場所については、お子様の自立の度合いや友達関係等、日々の様子に詳しい学童クラブの支援員と相談するなど、お子様の意思も尊重しながら、お子様に相応しい放課後の居場所をご検討してみてもはいかがでしょうか。

尚、新4年生の方で学童クラブへの入会が後に決定しても、入会せずに辞退するケースが多く見られます。

### 3. 在職証明書の雇用期間が令和7年3月31日までとなっていますが、学童クラブへの入会申請はできますか？

⇒ 雇用期間が令和7年4月1日以降も延長される予定がある場合は申請可能です。在職証明書の延長予定が「有」の場合は学童クラブ入会開始後、雇用期間の延長を確認するため再度在職証明書を提出していただけます。

在職証明書の延長予定が「無」又は未定の場合、申請はできますが、雇用期間の延長が確定するまで学童クラブへの入会が保留となりますので、確定した後にご連絡ください。

### 4. 第1希望とした学童クラブは優先して入会できますか？

⇒ 希望順位にかかわらず、入会判定基準表に基づく指数の高い順に入会児童を決定します。入会可能な学童クラブが複数ある場合には、希望順位が高い学童クラブに決定します。

### 5. 入会判定基準表の調整指数にある「市長が特別に指定する地域」とはどこを指しますか？

⇒ 佐須町1丁目15～40番地、深大寺元町2丁目1～3番地、5～41番地、3・4丁目全域、深大寺元町5丁目1～12番地、32～39番地にお住まいの小学校1～3年生が深大寺小学校学童クラブに入会申請をする場合を指します。

## 6. どの学童クラブにも入会できなかった場合、再度申請する必要はありますか？

⇒ 再度申請していただく必要はありません。年度内（令和8年3月31日まで）は有効となります。「申請を辞退する場合」「希望施設を変更する場合」には、お手続きが必要です。（P16参照）

## 7. 復職予定で学童クラブの入会申請をしましたが、下の子の保育園入園がなかなか決まらず復職日が決まりません。その場合、4月1日から学童クラブに入会することはできないのでしょうか？

⇒ 4月1日から学童クラブに入会するためには、5月1日までに復職することが条件となります。なお、児童の受入れに当たり事前の説明や準備を行う必要がありますので、3月中旬までに復職日が決まらない場合は、4月1日からの入会ができませんのでご注意ください。詳しくは、児童青少年課にご相談ください。

## 8. 夏休みだけ学童クラブに入会することはできますか？

⇒ 夏休み期間のみの学童クラブ入会の制度はありません。

## 9. 学童クラブは何年生位まで申請している方が多いですか？

⇒ 調布市の学童クラブは小学校6年生までを対象としておりますが、学童クラブの入会申請者数は小学校1年生をピークに減り始め、小学校4年生からの申請者数は著しく減少する傾向にあります。

## 10. 学童クラブを退会する理由はどのようなものが多いですか？

⇒ 毎年、学童クラブを退会する方は一定数いらっしゃいます。1年生での退会は少数ですが、小学校2年生以降になると「一人で留守番ができるようになった」（退会理由の50%）「あそびバを利用するため」（退会理由の20%）という理由で退会する方が増え始める傾向にあります。

これは、ご家庭や学童クラブでのお子様の自立に向けた育成がなされていることで、一人で留守番ができるようになる等、自我が芽生えてきたことや、学年があがるにつれ、課外活動が活発になり、週3回以上の利用要件を満たさなくなる等が理由であると考えられます。

## 11. 第1学童クラブと第2学童クラブの違いはなんですか？

⇒ 第1・第2学童クラブ共、同じ建物にあります。学校のクラス分けと同じようなものとお考えください。申請書に希望学童クラブを記入する際は、第1・第2学童クラブを分けずにご記入ください。ただし、布田小学校第1学童クラブと布田小学校第2学童クラブは別の施設です。希望学童クラブを記入する際は、住所等を確認し、第1・第2学童クラブを分けてご記入ください。



## 学童クラブでの生活 Q&A

### 1. 保護者の仕事が休みで家庭にいる場合でも学童クラブを利用できますか？

⇒ 学童クラブはお休みしていただきます。

### 2. 学童クラブを欠席又は早退する場合、連絡が必要ですか？

⇒ 必ず保護者の方から連絡をお願いします。塾・稽古事のために学童クラブを早退するときは、定例の早退であっても、当日に連絡用アプリ「コドモン」等で保護者の方からの連絡が必要となります。当日の連絡がない場合は早退できません。

なお、電話で早退のご連絡をいただいた場合、聞き違いやなりすましを防止するため、学童クラブから折り返し再確認の電話をさせていただく場合があります。

また、早退時に職員からの声かけは行っておりませんので、各自で対応をお願いします。大人の見守りがいないため、早退後のけが、事故等についてもご注意ください。

### 3. 塾・稽古事のために学童クラブを早退した後にまた学童クラブに戻ることは可能ですか？

⇒ 一度早退すると、学童クラブに戻ることはできません(夏季プール等の学校行事を除く)。

### 4. 学童クラブを早退又は欠席したときのおやつ代は返金されますか？

⇒ 返金されません。なお、三季休業等で長期お休みする場合も返金されません。

また、原則おやつを持ち帰ることもできませんので、ご了承ください。

### 5. 台風などで、小学校が休校や登校時刻を遅らせる場合、学童クラブを利用することはできますか？

⇒ 原則、自宅待機となります。ただし、勤務等の都合上、どうしても学童クラブを利用する必要がある場合は、午前9時(土曜日、三季休業中は午前8時)から学童クラブを利用できます。その際は、必ず保護者の方が学童クラブまで児童を送り、職員に引き継いでください。

また、学童クラブからの帰宅時間帯に、調布市に警報が発令されている、又は風雨が強い場合には、保護者の方のお迎えをお願いすることがあります。

### 6. 病气やけが等で具合が悪くなった場合、どのような対応をしていますか？

⇒ お子様の体調を第一に考え、保護者の方に連絡し、お迎えをお願いする場合があります。緊急時には、職員が付き添って病院を受診することもあります。保護者の方の付添いがない場合、診察を行えない病院もありますので、速やかなお迎えをお願いします。

なお、万一の事故やけがに備え、傷害保険に加入していますが、保険内容は見舞金程度の額をお支払いするものであり、治療費や保護者の休業損害を補償するものではありません。

### 7. 地震、風水害、火災等の災害が発生した場合、どのような対応をしていますか？

⇒ 地震、風水害、火災等の災害又はそうした事態が発生・予想される場合、保護者の方のお迎えを依頼する場合があります。お子様の安全のためご理解、ご協力をお願いいたします。

**8. インフルエンザ等で学級閉鎖になった場合、学童クラブを利用することはできますか？**

⇒ 学級閉鎖の対象となった学級の児童については、感染の拡大を防止するため、学童クラブを利用することはできません。

ただし、閉鎖が決まった当日については、帰宅することが難しい児童に限り、学童クラブを利用できます。

**9. 入会要件に「週3日以上又は月12日以上は午後5時まで学童クラブを利用すること」とありますが、児童の体調が悪くなった場合や、通院等で利用できない場合は退会となりますか？**

⇒ 体調不良などのやむを得ない事情により学童クラブが利用できなくなる場合は、退会とはなりません。事前に学童クラブまでご連絡ください。

**10. 「5時集団帰り」には、職員はついてきますか？**

⇒ 基本的には、同じ方向に帰宅する班を作り、児童のみで帰ります。

ただし、不審者情報等があった場合には、職員が帰宅の見守りを行います。

**11. 学校から学童クラブへ向かう際、学童クラブ職員の付き添いはありますか？**

⇒ 児童のみで向かいます。

ただし、小学1年生は、入学式の翌日から1週間程、小学校が実施する下校指導期間があります。その期間は、学童クラブの職員がお迎えに行き、学校から学童クラブへの道のりを確認しながら歩きます。

また、障害児の方には職員徒歩による付き添い送迎（ゆずのき学童クラブのみ車両送迎）が有料で付きます。

**12. 夏休み等の一日育成の日に、午後からの利用(午前中に病院で受診等)は可能ですか？**

⇒ 在籍学童クラブにその旨ご連絡いただき、13時を目安に登室ください。

**13. お迎えの時間が19時を過ぎてしまいますが、利用できますか？**

⇒ 学童クラブの利用時間は19時までとなっております。19時を過ぎた利用があった場合は、退会となることがありますので、利用時間内でのご利用にご協力をお願いいたします。

**「虐待の防止のための措置」**

人権の擁護及び虐待の防止を図るため、児童虐待等の早期発見に努めています。虐待等が疑われた場合は、「調布市子ども家庭支援センターすこやか」等の関係機関に通報します。子育てに関する困り事がありましたら、学童クラブにご相談ください。

## 学童クラブ入会判定基準について

申請数が、希望する学童クラブの利用定員を超えた場合は、「学童クラブを利用することの必要性」を指数化し、申請された方々の指数等を比較して、学童クラブを利用する必要性が高い順に順位が決まります。

ただし、ゆずのき学童クラブの障害児枠をご希望の場合は、その他と判定基準が違います。次の、「ゆずのき学童クラブを希望する障害児の場合」をご確認ください。

### (第 1 段階)

1. 学童クラブ利用入会判定基準表[表 1]（両親のうち、低い方の点数）を確認します。
2. 該当がある方については、1 に調整指数[表 2]を加点します。
3. 2 に学年指数[表 3]を加点します。
4. 3 に障害の状況指数[表 4]を加点します。（児童の障害者手帳等の必要書類の添付が必要です。）

### (第 2 段階)

第 1 段階で同一指数となり判断できない場合は、同一指数世帯[表 5]の優先順位の 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12 の順で優先されます。

### 【ゆずのき学童クラブを希望する障害児の場合】

#### (第 1 段階)

1. 学童クラブ利用入会判定基準表[表 1]（両親のうち、低い方の点数）を確認します。
2. 該当がある方については、1 に調整指数[表 2]を加点します。
3. 2 に障害の状況指数[表 4]を加点します。（児童の障害者手帳等の必要書類の添付が必要です。）
4. 3 にゆずのき学童クラブを利用希望する障害児に関わる指数[表 6]を加点します。

#### (第 2 段階)

第 1 段階で同一指数となり判断できない場合は、ゆずのき学童クラブ希望する障害児における同一指数世帯の優先順位[表 7]の 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13 の順で優先されます。

#### [留意事項]

- 指数の算定式は、次のとおりです。

「合計指数」＝「基本指数（表 1 において、両親のうち、指数の低い方の指数）」＋「調整指数」＋「学年指数」

「学年指数」は、入会希望年度における学年で判定します。

- 「身体障害者手帳」とは身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳を、「愛の手帳」とは東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年民児精発第 58 号）に基づき交付される愛の手帳を、「精神障害者保健福祉手帳」とは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳をいいます。
- 「外勤」とは、法人等に雇用され、就労している場合で、給与等から源泉徴収されている者をいいます。
- 勤務時間は、休憩時間を含む拘束時間です。
- 「居宅内労働」とは自宅又は同一建物内に事務所・店舗等を設置している場合に適用します。在宅勤務での会社採用の場合も「居宅内労働」を適用します。
- 申請事項に虚偽があった場合、「入会をお断り」又は、「退会」していただきます。
- 提出期限内に保護者の状況を確認する書類が提出されない場合、基本指数は最低指数（10 点）とします。
- 表 5 は、最初に同表の 1 の項を適用して優先順位を検討し、優先順位が判断できないときは、同表の 2 の項を適用して優先順位を検討し以後この例により同表の 3 の項以降を順次適用して判断します。
- 表 5 の 7 の項の「保護者の帰宅時間」は勤務終了時刻に片道通勤時間を足したもので判断します。
- 表 5 の 11 の項については、欠席理由等を考慮します。  
※要件（「週 3 日以上又は月 12 日以上で午後 5 時まで、学童を利用すること」）を緩和した年度については、優先順位の項目から外します
- 表 5 の 12 の項の「祖父母の状況」は調布市内に居住しているか否かで判断します。

# 学童クラブ入会判定基準表

【基本指数】表 1

類型番号	父母の状況				基本指数	
1	居宅外労働	外勤 (復職予定及び就職内定を含む)	月20日以上	日中8時間以上の勤務	30	
				日中6時間以上8時間未満の勤務	28	
				日中4時間以上6時間未満の勤務	26	
			月16日以上 20日未満	日中8時間以上の勤務	26	
				日中6時間以上8時間未満の勤務	24	
				日中4時間以上6時間未満の勤務	22	
			月12日以上 16日未満	日中8時間以上の勤務	22	
				日中6時間以上8時間未満の勤務	20	
				日中4時間以上6時間未満の勤務	18	
	自営	外勤に準ずる			30~18	
2	居宅内労働	自営 (在宅での会社勤務を含む)	月20日以上	日中8時間以上の勤務	26	
				日中6時間以上8時間未満の勤務	24	
				日中4時間以上6時間未満の勤務	22	
			月16日以上 20日未満	日中8時間以上の勤務	22	
				日中6時間以上8時間未満の勤務	20	
				日中4時間以上6時間未満の勤務	18	
			月12日以上 16日未満	日中8時間以上の勤務	18	
				日中6時間以上8時間未満の勤務	16	
				日中4時間以上6時間未満の勤務	14	
3	不存在		死亡, 離別, 行方不明, 拘禁		30	
4	疾病・心身障害	疾病	入院	入院(おおむね1月以上の入院又は入院予定)	30	
			居宅内	常時病臥, 重度精神性疾患, 重度感染性疾患, 要介護3・4・5認定	30	
				常時安静, 精神性疾患, 感染症疾患	28	
		心身障害		上記以外で育成を要すると認められる場合		26
				身体障害者手帳1・2級, 愛の手帳1・2・3度, 精神障害者保健福祉手帳1・2級		30
				身体障害者手帳3・4級, 愛の手帳4度, 精神障害者保健福祉手帳3級		28
5	看護・介護	病院等付添い	月20日以上	日中8時間以上の看護・介護	30	
				日中6時間以上8時間未満の看護・介護	28	
				日中4時間以上6時間未満の看護・介護	26	
			月16日以上 20日未満	日中8時間以上の看護・介護	26	
				日中6時間以上8時間未満の看護・介護	24	
				日中4時間以上6時間未満の看護・介護	22	
		月12日以上 16日未満	日中8時間以上の看護・介護	22		
			日中6時間以上8時間未満の看護・介護	20		
			日中4時間以上6時間未満の看護・介護	18		
		自宅療養		要介護3・4・5認定, 身体障害者手帳1・2級, 愛の手帳1・2・3度, 精神障害者保健福祉手帳1・2級, 常時病臥, 重度精神性疾患, 重度感染性疾患のいずれかに該当する者を常時介護		30
				身体障害者手帳3・4級, 愛の手帳4度, 精神障害者保健福祉手帳3級, 常時安静, 精神性疾患, 感染症疾患のいずれかに該当する者を常時介護		28
		6	就学	就学(通学の場合) ※通信教育を除く	月20日以上	日中8時間以上の授業等
日中6時間以上8時間未満の授業等	24					
日中4時間以上6時間未満の授業等	22					
月16日以上 20日未満	日中8時間以上の授業等				22	
	日中6時間以上8時間未満の授業等				20	
	日中4時間以上6時間未満の授業等				18	
月12日以上 16日未満	日中8時間以上の授業等				18	
	日中6時間以上8時間未満の授業等				16	
	日中4時間以上6時間未満の授業等				14	
7	求職	求職	求職活動のため日中外出を常態としている場合(起業準備中を含む)		10	

【調整指数】表2

調整内容	指数
両親不存在家庭、ひとり親家庭（戸籍謄本等による証明が必要。離婚調停中は可。別居のみは不可。）	10
両親疾病により家庭での育成が困難な状況と認められる場合	10
児童虐待の防止及び予防のために特別な支援が必要と認められる場合	10
生活保護受給世帯	5
市長が特別に指定する地域に住んでいる者が、市長が指定する学童クラブの利用を希望する場合	5

【学年指数】表3

学年	指数
1年生	40
2年生	35
3年生	25
4年生	0
5年生	0
6年生	0

【障害の状況指数】表4

児童の状況	指数
児童が身体障害者手帳1・2級の交付を受けている場合	20
児童が愛の手帳1～3度の交付を受けている場合	
児童が精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている場合	
児童が身体障害者手帳3・4級の交付を受けている場合	10
児童が愛の手帳4度の交付を受けている場合	
児童が精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている場合	
児童が特別支援学校に在籍している場合	10
児童が特別支援学級に在籍している場合	

【同一指数世帯の優先順位】表5

1	学年が低い者
2	両親不存在家庭またはひとり親家庭
3	単身赴任世帯※在職証明書で証明された場合のみ
4	合計指数の算定の際に用いた父又は母の基本指数が高い者
5	合計指数の算定の際に用いなかった父又は母の基本指数が高い者
6	申請時点ですでに就労等している者
7	保護者の帰宅時間(両親のうち早く帰宅する方)が遅い者
8	利用可能日数が多い者
9	不足書類提出期限までに学童クラブの入会に係る必要書類をすべて提出している者
10	類型番号の優先順位を3・4・1・2・5・6・7とし、この優先順位の高い者
11	前年度の出席率が50%以上の者の出席率※8月を除く、4月から12月までの出席率（午後5時まで利用した日）
12	祖父母の状況・児童の状況等を考慮して総合的に判断する。

【ゆすのき学童クラブを利用希望する障害児に関わる指数】表6

調布市立ゆすのき学童クラブ（以下「ゆすのき学童クラブ」という。）の利用を希望する障害児については、ゆすのき学童クラブ以外の学童クラブにおける障害特性に応じた放課後児童健全育成事業等の実施が困難であると認められる場合に、別に定める基準により指数を加算できるものとする。

※ 詳細は児童青少年課までお問い合わせください。

【ゆすのき学童クラブを希望する障害児における同一指数世帯の優先順位】表7

1	表6の指数が高い者
2	学年が低い者
3	両親不存在家庭またはひとり親家庭
4	単身赴任世帯※在職証明書で証明された場合のみ
5	合計指数の算定の際に用いた父又は母の基本指数が高い者
6	合計指数の算定の際に用いなかった父又は母の基本指数が高い者
7	申請時点ですでに就労等している者
8	保護者の帰宅時間(両親のうち早く帰宅する方)が遅い者
9	利用可能日数が多い者
10	不足書類提出期限までに学童クラブの入会に係る必要書類をすべて提出している者
11	類型番号の優先順位を3・4・1・2・5・6・7とし、この優先順位の高い者
12	前年度の出席率が50%以上の者の出席率※8月を除く、4月から12月までの出席率（午後5時まで利用した日）
13	祖父母の状況・児童の状況等を考慮して総合的に判断する。

## 令和7年度学童クラブ一覧（学童クラブ別）

設置形態	学童クラブ名	所在地	電話番号	定員	通学する小学校
児童館内	つつじヶ丘児童館学童クラブ	西つつじヶ丘 3-19-1	482-6201	60(4)	滝坂, 上ノ原, 調和
	東部児童館学童クラブ	若葉町 1-29-21	03-3307-6146	50(4)	若葉, 滝坂
	国領児童館学童クラブ	国領町 3-8-15 (都営調布くすのきアパート4号棟)	485-8423	60(4)	国領, 第二, 染地
	多摩川児童館学童クラブ	多摩川 5-1-2	481-7680	60(4)	富士見台, 多摩川, 布田
	深大寺児童館学童クラブ	深大寺東町 5-14-1	488-7159	60(4)	北ノ台, 深大寺
	富士見児童館学童クラブ	富士見町 1-8-1	481-7677	60(4)	石原
	佐須児童館学童クラブ	佐須町 4-42-2	481-0348	60(4)	柏野
	西部児童館学童クラブ	上石原 3-21-6	484-0313	60(4)	飛田給, 第三
	緑ヶ丘児童館学童クラブ	緑ヶ丘 2-20-16	03-3309-0521	60(4)	緑ヶ丘
	調布ヶ丘児童館学童クラブ	調布ヶ丘 2-36-1	485-3101	60(4)	八雲台
	染地児童館学童クラブ	染地 2-41-12	485-3102	60(4)	杉森, 染地
小学校敷地内	第一小学校学童クラブ	小島町 1-8-1	487-3155	70(4)	第一
	第二小学校学童クラブ	国領町 4-19-45	481-5451	70(4)	第二
	第三小学校学童クラブ	上石原 2-19-13	481-9914	50(4)	第三
	深大寺小学校学童クラブ	深大寺元町 5-16-14	490-8133	60(4)	深大寺
	染地小学校学童クラブ	染地 3-1-81	444-1936	50(4)	染地
	北ノ台小学校学童クラブ	深大寺北町 2-41-1	442-8870	60(4)	北ノ台
	多摩川小学校学童クラブ	多摩川 3-21-1	481-7025	60(4)	多摩川
	国領小学校学童クラブ	国領町 8-1-86	481-1531	70(4)	国領
	布田小学校第1学童クラブ	染地 1-1-100	481-7400	70(4)	布田
	布田小学校第2学童クラブ	染地 1-1-85 (布田小学校校舎内)	426-7891	70(4)	布田
	調和小学校第1・第2学童クラブ	西つつじヶ丘 4-22-6	070-4312-3997	40(3) 60(3)	調和
学童クラブ単独	なないろ第1・第2学童クラブ	多摩川 1-15-2 (保育園併設, 3・4階)	442-4733	50(3) 40(3)	多摩川, 第三, 飛田給
	ふじみだい学童クラブ	小島町 3-32-10	442-8825	70(4)	富士見台, 多摩川
	おおまち第1・第2学童クラブ	菊野台 3-27-38 (大町スポーツ施設内)	443-0773	50(3) 40(3)	調和
	わいわい学童クラブ	国領町 7-11-2 (東京YWC A国領センター内)	442-6081	70(4)	杉森, 染地, 第二
	わかば学童クラブ	若葉町 3-1-25	03-5314-3931	70(4)	若葉, 滝坂
	うえのはら第1・第2学童クラブ	柴崎 2-8-8	490-3860(第1) 481-7221(第2)	70(3) 70(3)	上ノ原
	かしわの学童クラブ	佐須町 2-19-11	480-0661	40(4)	柏野
	はなばたけ第1・第2学童クラブ	深大寺北町 5-9-1	452-8582(第1) 452-8191(第2)	40(3) 40(3)	北ノ台
	しばさき公園北第1・第2学童クラブ	柴崎 2-33-1	444-1251(第1) 444-1295(第2)	40(3) 40(3)	上ノ原, 深大寺
	かみふだ第1・第2学童クラブ	調布ヶ丘 1-6-1	444-1327 (第1・2)	50(3) 50(3)	第一, 八雲台
	かみいしわら第1・第2学童クラブ	上石原 2-16-10	481-9960 (第1) 481-9963 (第2)	50(3) 50(3)	第三, 飛田給
	あおば学童クラブ	若葉町 3-15-33	03-5314-5100	55(4)	若葉
	ゆすのき学童クラブ	富士見町 4-4-2	444-6644	40 (15)	石原 障害児は市内全域対象
	はづき学童クラブ	調布ヶ丘 2-37-6	481-7170	60(4)	八雲台
	あおぞら学童クラブ	国領町 4-9-4 九曜国領駅前ビル 7F	444-4611	60(4)	第二
	せんがわ学童クラブ	仙川町 2-8-9 2F	03-6909-1018	70(4)	緑ヶ丘, 滝坂
	(仮称)たきさか第1・第2学童クラブ	西つつじヶ丘 4-12	令和7年4月1日 開設予定	50(3) 50(3)	滝坂, 若葉, 調和
	(仮称)やぐもだい学童クラブ	調布ヶ丘 2-10-32	令和7年4月1日 開設予定	70(4)	八雲台, 第一, 柏野

※1 利用できる学童クラブは、通学する小学校又は学区により異なります。ただし、ゆすのき学童クラブの障害児枠については、市内全学区を対象としています。

※2 第1・第2学童クラブが併設されている施設は、申請状況により学童クラブを決定します。ただし、布田小学校第1学童クラブ、布田小学校第2学童クラブは、別の施設です。

※3 障害児の定員は（ ）内の数字となります。

## 令和7年度学童クラブ一覧（小学校別）

通学する小学校	学童クラブ名	通学する小学校	学童クラブ名
第一小学校	第一小学校学童クラブ	若葉小学校	わかば学童クラブ
	かみふだ第1・第2学童クラブ		東部児童館学童クラブ
	(仮称)やぐもだい学童クラブ		あおば学童クラブ
	(仮称)たきさか第1・第2学童クラブ		
第二小学校	第二小学校学童クラブ	染地小学校	染地小学校学童クラブ
	あおぞら学童クラブ		わいわい学童クラブ
	国領児童館学童クラブ		染地児童館学童クラブ
わいわい学童クラブ	国領児童館学童クラブ		
第三小学校	第三小学校学童クラブ	北ノ台小学校	北ノ台小学校学童クラブ
	かみいしわら第1・第2学童クラブ		はなばたけ第1・第2学童クラブ
	西部児童館学童クラブ		深大寺児童館学童クラブ
八雲台小学校	なないろ第1・第2学童クラブ	多摩川小学校	多摩川小学校学童クラブ
	調布ヶ丘児童館学童クラブ		ふじみだい学童クラブ
	はづき学童クラブ		多摩川児童館学童クラブ
	かみふだ第1・第2学童クラブ		なないろ第1・第2学童クラブ
富士見台小学校	(仮称)やぐもだい学童クラブ	杉森小学校	染地児童館学童クラブ
	多摩川児童館学童クラブ		わいわい学童クラブ
滝坂小学校	ふじみだい学童クラブ	飛田給小学校	かみいしわら第1・第2学童クラブ
	つつじヶ丘児童館学童クラブ		西部児童館学童クラブ
	東部児童館学童クラブ		なないろ第1・第2学童クラブ
	わかば学童クラブ	柏野小学校	佐須児童館学童クラブ
	せんがわ学童クラブ		かしわの学童クラブ
(仮称)たきさか第1・第2学童クラブ		(仮称)やぐもだい学童クラブ	
深大寺小学校	深大寺小学校学童クラブ	国領小学校	国領小学校学童クラブ
	深大寺児童館学童クラブ		国領児童館学童クラブ
	しばさき公園北第1・第2学童クラブ	布田小学校	布田小学校第1学童クラブ
うえのはら第1・第2学童クラブ	布田小学校第2学童クラブ		
しばさき公園北第1・第2学童クラブ	多摩川児童館学童クラブ		
上ノ原小学校	つつじヶ丘児童館学童クラブ	調和小学校	おおまち第1・第2学童クラブ
	富士見児童館学童クラブ		調和小学校第1・第2学童クラブ
石原小学校	ゆずのき学童クラブ		つつじヶ丘児童館学童クラブ
緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘児童館学童クラブ		(仮称)たきさか第1・第2学童クラブ
	せんがわ学童クラブ		

- ※1 利用できる学童クラブは、通学する小学校または学区域によります。  
 ただし、ゆずのき学童クラブの障害児枠については、市内全学区域を対象としています。
- ※2 国立・私立小学校に通学する児童は、原則、居住地にある公立小学校区の学童クラブを利用できます。
- ※3 特別支援学校及び特別支援学級に通学する児童は個別にご相談ください。

# 【利用申請書入力用番号表】

学童クラブ利用申請書の「1 申請児童情報 A~G」で用いる「入力用番号」です。利用申請書の各欄に対応する「入力用番号」を利用申請書に記入してください。

A「小学校」欄		B「学年」欄		D「希望学童クラブ」欄	
入力用番号	小学校	入力用番号	学年	入力用番号	希望学童クラブ名
1	第一小学校	1	1年生	01	つじヶ丘児童館学童クラブ
2	第二小学校	2	2年生	02	東部児童館学童クラブ
3	第三小学校	3	3年生	03	匡領児童館学童クラブ
4	八雲台小学校	4	4年生	04	多摩川児童館学童クラブ
5	富士見台小学校	5	5年生	05	深大寺児童館学童クラブ
6	滝坂小学校	6	6年生	06	富士見児童館学童クラブ
7	深大寺小学校			07	佐須児童館学童クラブ
8	上ノ原小学校			08	西部児童館学童クラブ
9	石原小学校			09	緑ヶ丘児童館学童クラブ
10	若葉小学校			10	調布ヶ丘児童館学童クラブ
11	緑ヶ丘小学校			11	染地児童館学童クラブ
12	染地小学校			12	第一小学校学童クラブ
13	北ノ台小学校			13	第二小学校学童クラブ
14	多摩川小学校			14	第三小学校学童クラブ
15	杉森小学校			15	深大寺小学校学童クラブ
16	飛田給小学校			16	染地小学校学童クラブ
17	柏野小学校			17	北ノ台小学校学童クラブ
18	国領小学校			18	多摩川小学校学童クラブ
19	布田小学校			19	国領小学校学童クラブ
20	調和小学校			20	布田小学校第1学童クラブ
21	都立学校(調布特別支援学校)			21	布田小学校第2学童クラブ
22	都立学校(府中けやきの森学園)			22	調和小学校第1・第2学童クラブ
23	都立学校(久我山清光学園)			23	なないろ第1・第2学童クラブ
24	都立学校(大塚ろう学校)			24	ふじみだい学童クラブ
25	国立・私立・その他学校			25	おおまち第1・第2学童クラブ
26	未定(就学相談中、指定校変更希望など)			26	わいわい学童クラブ
				27	わかば学童クラブ
				28	うえのはら第1・第2学童クラブ
				29	かしの学童クラブ
				30	はなばたけ第1・第2学童クラブ
				31	しばさき公園北第1・第2学童クラブ
				32	かみふだ第1・第2学童クラブ
				33	かみいしわら第1・第2学童クラブ
				34	あおば学童クラブ
				35	ゆずのき学童クラブ
				36	はづき学童クラブ
				37	あおぞら学童クラブ
				38	せんがわ学童クラブ
				39	(仮称)たきさか学童クラブ
				40	(仮称)やぐもだい学童クラブ

C「特別支援教育」欄	
入力用番号	特別支援教育の該当
1	特になし
2	通級指導学級・校内通級教室
3	特別支援学級
4	特別支援学校

E ※希望学童クラブ名	
入力用番号	希望学童クラブ名
1	※通う学校が未定の場合のみ記入 就学相談中や指定校変更希望中など
2	D「希望学童クラブ」欄と同じ

F「申請児童の過去の学童クラブの在籍状況」欄	
入力用番号	過去の学童クラブの在籍状況
1	今回申請する児童は、これまで調布市立学童クラブに在籍していたことがある
2	今回申請する児童は、これまで調布市立学童クラブに在籍したことがない

G「障害児申請」欄	
入力用番号	予定も含めて回答ください
1	無
2	有(いずれか該当)

※ 特別支援学校又は特別支援学級に通っている児童である  
※ 通級指導学級・校内通級教室は除く  
※ 夢の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを取得している児童である  
※ 特別児童扶養手当を受給しているご家庭の児童である  
※ 学校外の学童クラブを利用する場合、「障害児送迎事業」を利用が原則となります(保護者(又は保護者に代わる大人)による送迎でも可)。

※ 布田小学校学童クラブのみ、第1と第2を分けて申請することが可(別施設のため)

# 令和7年度 申請書類等チェック表 (A)

第1希望学童クラブ	〇〇学童クラブ	新学年	〇	年	名前	〇〇	〇〇	〇〇
<p><b>確認したらチェックしてください</b></p> <p>同一世帯に育成料及び延長学童クラブ利用申請書は、児童1人につき1部あります。</p> <p>入会希望学童クラブ名は、通学する小学校に対応しています。</p> <p>入会希望学童クラブ以外に入会希望確認欄の「はいいいえ」に○印が付いていますか。</p> <p>「はい」の場合、入会を希望する順に2箇所以上学童クラブ名が記入されていますか。</p> <p>※「はいえ」の場合は、入会できない可能性が高くなります。</p> <p>兄弟姉妹の申請をする方はチェック欄に○印が付いていますか。</p> <p>再選考の希望を確認する欄に○印が付いていますか。</p> <p>保護者の状況(就労状況等)と児童の状況(習い事等)による早退等)が、週3日は午後5時以降まで学童クラブを利用する入会要件を満たしていますか。</p>								

申請書類等と一緒に、同封してください。

## 必要書類が揃っているか確認しチェックしてください

✓	本チェック表	※チェック欄等記入後、同封願います。
✓	【両面】学童クラブ利用申請書	
✓	【両面】児童状況書	※新規・継続児童ともに必要です。
×	保護者の状況を確認する書類	※先行受付分の不足書類提出期限：令和6年11月29日(金)午後5時00分 ※期間内受付分の不足書類提出期限：12月13日(金)午後5時00分 【先行受付分、期間内受付分共に児童青少年課に郵送又は待参、インターネットで提出も可能】
✓	①在職(採用・復職予定)証明書	※就労白紙が不規則な方のみ
✓	②事業所が作成したローテーション表又は直近3箇月の実績表	※就労白紙が不規則な方のみ
外 勤	(採用予定)	採用予定日は入会希望日以前の日付ですか。
	(復職予定)	入会希望日(4月入会希望)に限り、5月1日までに復職予定ですか。
自営業	①勤務状況届出書	※裏面も送ります。
	②直近の確定申告書の写し	※ない場合は、登記簿謄本、営業許可証、個人事業主の開業届出書等
休 取	①産休期間の記載がある在職(採用・復職予定)証明書又は勤務状況届出書	
	②母子健康手帳の表紙と出産予定日がわかるページの写し	
内 職	①在職証明書又は内職の契約内容がわかる証明書類	
	②勤務状況届出書	
就 学	市が定める在学証明書又は学校発行の在学証明書と時間割	
疾病	①傷病・障害状況届出書	
心身障害	②医師の診断書(原本)又は障害者手帳・介護保険被保険者証の写し	
看 護	①看(介)護状況届出書	
介 護	②看護・介護を受ける方の医師の診断書又は障害者手帳・介護保険被保険者証の写し	
求 職	求職活動状況届出書(ハローワークカード等の写しを添付)	

## 該当の方のみ必要な書類【①②③④について、添付がないものは指数に考慮されません】

①児童に障害がある	愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書等の写し
②ひとり親家庭	児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療証、いずれかの写し ※上記が提出できない場合は、戸籍原本または親権受託証の写しを添付
③離婚調停中	調停中であることを証明する裁判所の書類等
④生活保護受給世帯	生活保護受給証明書
✓	住宅売買契約書、住宅賃貸契約書等の写し ※一受次交付期間に間に合わない場合は令和7年1月17日(金)までに提出

# 令和7年度学童クラブ入会申請用 在職(採用・復職予定)証明書 (C)

※本証明書は、事業所が証明するもので、保護者が記入、加筆した場合は無効となります。

勤務者	住所	氏名	
勤務先	所在地	名	
採用年月日	採用形態	雇用期間	予定)
雇用形態	雇用期間	雇用期間	予定(有・無)
仕事の内容	片道	分	
通勤時間	平均	日/月・週	休日
勤務日数	月	時	分
勤務時間	月	時	分
休憩時間を含む	火	時	分
労働契約上の	水	時	分
正規の勤務時間	木	時	分
	金	時	分
	土	時	分
	日	時	分
勤務日・時間が不規則な場合(育児時間等)も含まれて記入	期間	年	月
最近3箇月の勤務日数(育児時間等)も含まれて記入	勤務日数	年	月
産前産後休業期間	年	月	日
育児休業承認期間	年	月	日
復職予定年月日	年	月	日
特記事項			
証明欄	上記のとおり相違ないことを証明します。 ※就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。		
調布市長 宛	事業所所在地	事業所名	
	事業者名	番 号	
	住 宅 番 号	者 名	
	第一希望の学童クラブ名を記入	新学年を記入	
(保護者記入欄)	学童クラブ名	学 年	児 童 名

(C)の書類は保護者の状況によって異なります。「学童クラブ入会案内」フローチャートをご参照ください。

## 【申請書類のイメージ・記入例】

記入例

調布市立学童クラブ利用申請書

2024年 11月

(B)

調布 花子

調布市長 宛
放課後児童健全育成事業
申請書
記入がない学童クラブの2案内はできませんので、ご注意ください。
また、利用できる学童クラブが複数あるときは、希望順が高い学童ク
ラブに利用決定します。
※下記、二次元コードからも確認できます

1 申請児童情報
氏名: 調布 花子
性別: 女
生年月日: 2000年 0月 0日
学童クラブ利用開始希望日: 2025年 4月 1日
希望する学童クラブ: 希望学童クラブ
希望学童クラブの希望理由: 希望学童クラブ
希望学童クラブの希望理由: 希望学童クラブ
希望学童クラブの希望理由: 希望学童クラブ

2 保護者情報
保護者1: 花子
保護者2: 一郎
住所: 調布市○○町○○番地○○
電話番号: 090-0000-XXXX
090-0000-XXXX

3 同居家族(保護者以外)
兄弟姉妹: 調布 次郎
兄弟姉妹も学童クラブ申請中の方: 調布 次郎
その他の家族: 調布 ミツ

(表面)

(裏面)

(B)

表面2 保護者情報(放課後家庭で育成できない理由)で☑をした項目について、該当があれば内容は
記入してください。

4 保護者の要件確認事項(表面2 保護者情報(放課後家庭で育成できない理由)について詳細を記
入してください)
a. 外勤(会社勤務)
勤務先: 勤務先1( ) 勤務先2( )
勤務先1: 勤務先1( ) 勤務先2( )
勤務先2: 勤務先2( )
b. 就労内定
勤務先: 勤務先1( ) 勤務先2( )
勤務先1: 勤務先1( ) 勤務先2( )
勤務先2: 勤務先2( )
c. 復職予定
勤務先: 勤務先1( ) 勤務先2( )
勤務先1: 勤務先1( ) 勤務先2( )
勤務先2: 勤務先2( )
d. 産休
勤務先: 勤務先1( ) 勤務先2( )
勤務先1: 勤務先1( ) 勤務先2( )
勤務先2: 勤務先2( )
e. 自営
勤務先: 勤務先1( ) 勤務先2( )
勤務先1: 勤務先1( ) 勤務先2( )
勤務先2: 勤務先2( )
f. 疾病障害等
勤務先: 勤務先1( ) 勤務先2( )
勤務先1: 勤務先1( ) 勤務先2( )
勤務先2: 勤務先2( )
g. 看護介護
勤務先: 勤務先1( ) 勤務先2( )
勤務先1: 勤務先1( ) 勤務先2( )
勤務先2: 勤務先2( )
h. 通学
勤務先: 勤務先1( ) 勤務先2( )
勤務先1: 勤務先1( ) 勤務先2( )
勤務先2: 勤務先2( )

(裏面)



(F)

新年度番号	新年度	学年	申請地区: W・B・Y・G
備考			

令和7年度 学童クラブ入会申込み受付票(控)兼不備通知

申込み児童名 学童学童 クラブ名	育成科等に未納がある、又は、不足書類がある場合にのみ通知いたします。
1 申込みを受け付けました。	
2 育成科等に未納があります。至急、納付をお願いします。 支払い方法については、別途送付の「督促状」又は「催告書」をご確認ください。 ※金額支払いが確認できるまで返戻付となります。入金決定時期(1月下旬~2月上旬頃)までに支払いが確認できなかった場合は、入金決定対象外となります。	
3 提出方法	<p>次の書類が不足しておりますので、速やかに提出してください。 ※ 提出にあたっては、本表も一緒に提出してください。</p> <p>【特例】児童青少年課(市役所3階)に設置の窓口BOXへ投函 ※土・日曜日、祝日は閉庁 【インターネット】右記、二次元コードからご確認ください 【郵送】〒182-8511 調布市小島町 2-35-1 調布市子ども生活部児童青少年課 令和7年度学童クラブ利用申請担当 宛</p> <p>提出締切日時 令和7年12月13日(金)午後5時00分【期間内受付分】 ※インターネットでの提出締切:同日の午後5時00分迄です。 ※提出期限までに書類が提出されない場合は入会書類の購入になりまますのでご注意ください。</p> <p>不足書類(チェックしてあるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 児童状況書</li> <li><input type="checkbox"/> 保護者の状況を確認する書類             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 在職(採用・復職予定)証明書(父・母)</li> <li><input type="checkbox"/> 事業所が作成したローテーション表または直近3箇月の実績表(父・母)</li> <li><input type="checkbox"/> 勤務状況届出書(父・母)</li> <li><input type="checkbox"/> 確定申告書の写し(登記簿謄本、営業許可証、個人事業主の開業届届出書等の写し)(父・母)</li> <li><input type="checkbox"/> 看(介)護状況届出書(父・母)</li> <li><input type="checkbox"/> 傷病・障害状況届出書(父・母)</li> <li><input type="checkbox"/> 医師の診断書(父・母・その他)</li> <li><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し(父・母・その他)</li> <li><input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証の写し(父・母・その他)</li> <li><input type="checkbox"/> 在学証明書・学校発行の在学証明書と時間割の写し(父・母)</li> <li><input type="checkbox"/> 求職活動状況届出書(父・母)</li> <li><input type="checkbox"/> 母子健康手帳の表紙と出産予定日のページの写し(母)</li> <li><input type="checkbox"/> 内職の契約内容がわかる証明書類(父・母)</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul>

※ 提出書類がお返しいたしませんので、必要な方はあらかじめご一考をお願いいたします。  
※ 申請を辞退される場合は、辞退票の提出が必須です。  
※ その他、不明な点等については下記までお問合せください。  
問い合わせ先 子ども生活部児童青少年課  
電話 042-481-7534(直通)

(G)

不備書類の一覧

不足書類(チェックしてあるもの)

- 児童状況書
- 保護者の状況を確認する書類
  - 在職(採用・復職予定)証明書(父・母)
  - 事業所が作成したローテーション表または直近3箇月の実績表(父・母)
  - 勤務状況届出書(父・母)
  - 確定申告書の写し(登記簿謄本、営業許可証、個人事業主の開業届届出書等の写し)(父・母)
  - 看(介)護状況届出書(父・母)
  - 傷病・障害状況届出書(父・母)
  - 医師の診断書(父・母・その他)
  - 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し(父・母・その他)
  - 介護保険被保険者証の写し(父・母・その他)
  - 在学証明書・学校発行の在学証明書と時間割の写し(父・母)
  - 求職活動状況届出書(父・母)
  - 母子健康手帳の表紙と出産予定日のページの写し(母)
  - 内職の契約内容がわかる証明書類(父・母)
- その他

〒182-8511  
調布市小島町 2-35-1  
調布市子ども生活部児童青少年課  
令和7年度学童クラブ利用申請担当 宛

### 調布市放課後子供教室事業「あそびバ」のご案内

調布市放課後子供教室事業とは、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、小学校内または近隣施設を利用した、遊び場を開放している事業です。

#### 「あそびバ」とは？

##### ★ 放課後の居場所

正式名称を「放課後子供教室事業」といい、放課後の学校施設を利用して、自由で安全な「遊び場・居場所」を開放し、楽しく遊びながら社会性や創造力を養うことを目的としている事業です。

児童館、学童クラブと同様に、児童の放課後の居場所のひとつです。  
小学校敷地内等にあり、放課後子供教室職員が子どもたちを出迎えます。



「あそびバ」をはじめとした放課後の過ごし方について、YouTubeでも紹介しています！→  
(動画のなかでは、放課後子供教室事業を「ユーフォー」と呼称していますが、現在は「あそびバ」です。)

##### ★ 「ユーフォー」から「あそびバ」に名称を変更しました

事業開始から「ユーフォー」の呼び名で親しまれてきた調布市放課後子供教室事業は、市内小学生の皆さんからの公募によって、令和5年度から「あそびバ」に名称を変更、リニューアルして事業を継続しています。

##### ★ 誰でも来られる、いつでも無料

保護者の方の就労状況に関係なく、全ての児童が無料で利用できます。  
ランドセルを背負ったまま、いつ来て、いつ帰っても構いません。習い事のあとに来て大丈夫です。  
開設時間は、授業のある日は放課後から午後5時まで、日曜祝日を除く授業のない日は午前8時から午後5時まで開設しています。一部施設では、平日に限り午後6時まで開設時間を延長しています。対象施設は児童青少年課までお問い合わせください。

##### ★ 入学式の前から利用できる

お子様が新1年生となる年度の4月1日（入学式よりも前）から利用できるため、4月1日からの利用をご希望の場合は、就学前保護者説明会当日以降、利用希望日の前日まで、利用登録をお済ませください。（※）

（※）…登録関係書類を、あそびバの開設時間中に直接あそびバへお持ちください。

##### ★ 自由参加の多彩なプログラム

専用室内での自由遊び、校庭での外遊びはもちろん、工作教室、インストラクターによるかけっこ教室など様々なプログラムを実施しており、自由に参加できます。

##### ★ 入退室管理（メール配信）システムで安全・安心

児童が放課後子供教室にあるリーダーにカードを「ピッ」とかざすだけで、保護者の方に来た時間、帰った時間をメールでお知らせします。  
また、臨時開室・閉室情報や災害時の対応など、あそびバからの大事なお知らせもメール配信にてお送りいたします。（※）

（※）…放課後子供教室登録後、さらに原則全員にメールアドレスのご登録をお願いしております。

#### もっと詳しく知りたい方へ

施設見学が可能ですので、事前に各施設へお問い合わせください。市ホームページでも、より詳しい案内がありますので、そちらもご確認ください。

調布市は、

## 調布市子ども条例

の理念に基づき、平成19年5月5日に

東京都内で初めて『いじめや虐待のないまち宣言』をしました。

### 子ども 夢 すこやか まちづくり

子どもは、調布の「宝」、「未来への希望」であり、子どもが夢と希望を持って健やかに育つことは市民共通の願いです。

しかし近年、全国的にみて子どもに関わるいじめや虐待が大きな社会問題となっています。特に、子どもの尊い命が失われる痛ましい事件は、極めて深刻な憂慮すべき問題です。こうしたことは、いつでも、どこでも起こりうることを自覚すると同時に、これを未然に防ぐため、すべての大人が子どもたちを見守っていかねばなりません。大人も子どもと一緒に、いじめや虐待は絶対にいけない、絶対に許さないという強い心を持ち、家庭や学校等、地域で子どもを見守ることが大切です。そして、大人は、その言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもから信頼されるよう自らを省み、子どもの模範となるよう努めることが大切です。

調布市は、家庭、学校等、地域、事業主と協働し、関係機関とも力を合わせ、いじめや虐待をなくし、子どもたちがあたたかい人間関係を育み、夢を持って健やかに育つことができるまちづくりをより一層進めていくことを宣言します。

平成19年5月5日

調 布 市

# 《MEMO》



# 児 童 憲 章

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

登録番号  
(刊行物番号)

2024 - 106

---

令和7年度 学童クラブ入会案内

---

発行日 令和6年10月

発行 調布市

編集 子ども生活部児童青少年課

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1

Tel 042-481-7534

印刷 庁内印刷



古紙配合率70%再生紙を使用しています